

いわき市医療センター面会規程

(目的)

第1条 本規程は、いわき市医療センターにおける入院患者への面会について、入院患者に精神的な安定と安全な医療環境を提供するため、患者と家族等の面会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 入院中の患者と家族等との面会は、患者の療養生活向上において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会時間)

第3条 面会時間は原則として次の時間帯とする。

- (1) 別紙「面会時間等について」のとおりとする。
- (2) 診療、看護ケア等の事情により、病棟職員が面会時間を調整する場合がある。

(面会人数及び回数)

第4条 面会人数および回数は次の条件とする。

- (1) 別紙「面会時間等について」のとおりとする。
- (2) 面会回数は、面会者1名につき1日1回までとする。ただし、主治医または病棟職員が必要と判断した場合はこの限りではない。

(面会者)

第5条 面会者は原則として家族カードを持っている者とする。

(面会を断る場合)

第6条 次のいずれかに該当する場合は、面会を断るものとする。

- (1) 発熱(37.0℃以上)、咳、咽頭痛、吐き気、嘔吐等の症状がある場合
- (2) 感染症に罹患している場合
- (3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- (4) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (5) 小学生以下の者
- (6) その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合

(面会場所)

第7条 面会場所は原則として、各病室とする。

(面会手順)

第8条 面会は次の手順にて行うものとする。

- (1) 面会者は、自宅で体温測定と面会者チェック表を記載し、総合案内（または防災センター）へ提示する。
- (2) 病院職員は、面会者チェック表の内容および面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。
- (3) 面会者は、家族カードを首から下げて面会する。

(面会時の感染対策)

第9条 面会者は、次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施
- (2) マスクの着用

(面会中の禁止事項)

第10条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病室内での飲食・飲酒
- (2) 患者・職員等の迷惑になる行為
- (3) 無断での病室移動や他患者の病室への立ち入り
- (4) 無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- (5) 医療機器への接触や操作
- (6) 病院職員の指示に従わない行為

(面会制限)

第11条 次の場合は、面会を制限することがある。

- (1) 医師が患者の病状等により、医療上面会が適当でない判断した場合
- (2) 院内または地域において感染症の流行が認められ、病院が面会制限を必要と判断した場合

(面会の特例)

第12条 次の場合は、時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 医師が必要と判断した場合

(周知方法)

第13条 本規程の内容は、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

【 面会時間等について 】

病棟等	患者さん1人あたりの面会時間		面会者
一般病棟	15時～19時	1日1回15分	家族カードを持つ 2名
ICU	14時～16時	1日1回10分 *面会回数に指示 がある場合、看護 師よりご説明いた します	家族カードを持つ 2名
E-ICU HCU	14時～16時	1日1回10分	
西5階 (小児病棟)	15時～17時	1日1回15分	家族カードを持つ 付き添い者を含め た両親、祖父母の うち2名
NICU (新生児・未熟児病棟)	11時～16時 / 17時～21時		家族カードを持つ 両親と育児支援者 1回3名
東5階 (産科病棟)	15時～19時	1日1回15分	家族カードを持つ 夫、両親のうち2名
西6階 (緩和ケア病棟)	14時～21時		家族カードを持つ 方も含め1回4名
特別室	15時～19時	1日1回30分	家族カードを持つ 2名